

# 松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託 仕様書（案）

1 業務委託名 松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託

## 2 業務の目的

本業務は、地球温暖化対策にかかる二酸化炭素の吸収促進を目的としたブルーカーボン・オフセットについて、先進事例と照らしながら、本市における水域（日本海・中海・宍道湖・松江堀川等）に分布する海草・海藻・水草等（以下「海草等」という。）を活用した事業が成立するための要件を調査検討することを目的とする。

3 委託期間 契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

## 4 業務委託内容

### （1）先進事例調査

- ・ ブルーカーボン・オフセットを実施している事例を抽出し、それぞれの制度設計について調査する。対象は国内事例を基本とし、次の3例は必須調査とする。
  - Jブルークレジット（ジャパンプルーエコノミー技術研究組合）
  - 横浜ブルーカーボン事業（横浜市）
  - 福岡市博多湾ブルーカーボン・オフセット制度（福岡市）

### （2）海草等の分布調査

- ・ 本市水域に分布する海草等のうち、ブルーカーボン・オフセットへの活用が見込まれる種を同定し、賦存量を推計する。
- ・ 生育量が極めて少ないなど、ブルーカーボン・オフセットへの活用可能性が乏しい種については調査を省略してもよい。
- ・ 調査・推計にあたっては、信頼するに足る既存資料の引用によることを基本とするが、必要に応じて実地調査を行うなど精度の向上に努める。

### （3）オフセット認証の検討

- ・ 本市水域に分布する海草等が、ブルーカーボン・オフセットの対象として認証され得る状態について整理する。（自生したもの、人為的に育生したもの、刈り取ったもの等）
- ・ オフセット認証される海草等の帰属先（所有権）を整理する。
- ・ （1）で抽出した先進事例において、本市水域から供出できるブルーカーボンがオフセット認証されるためのスキームを検討する。（認証条件、期間、経費等）

### （4）事業化可能性の検討（シミュレーション）

- ・ ブルーカーボン・オフセットとして認証された場合の売上額を試算し、かかる経費との比較により事業収益を見込む。
- ・ オフセットできる二酸化炭素量を試算する。

※ （3）（4）においては、条件予測、将来予測を含めて可能性を検討する。

## 5 成果品

本業務により調査検討した内容を「松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託 報告書」としてまとめ、成果品とする。

成果品の提出は次のとおりとする。

- ・ 紙ベース 2部
- ・ 電子データ（PDF 及びワード又はエクセル又はパワーポイント） 1式

## 6 注意事項

### (1) 秘密の保持

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この事項は履行機関の終了後又は契約を解除した後にも存続するものとする。

### (2) 個人情報の保護

- ア 受託者は、松江市個人情報保護条例を含む関係法令を遵守しなければならない。
- イ 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- ウ 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

### (3) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

### (4) 著作権その他知的財産権

- ア 本業務の受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- イ 受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議のうえ、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- ウ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、現著作者説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の原著者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。
- オ 当該制作物が、第三者の商標権、著作者のその他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。
- カ 本市から提供する既存の情報については、著作権は本市に帰属するものとする

## 7 その他留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された時は、松江市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務における一切の事項において、新型コロナウイルス（COVID-19）をはじめとした感染症予防対策を徹底して講じ、事業を行うこと。  
また、感染症予防対策の観点において、実施が困難な業務については、必要に応じて本市と協議した上で、オンライン会議システムなどを活用して実施を行うこと。

## 8 本仕様書に定めのない事項へ対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。